

地方公共団体におけるゼロトラスト共通基盤の検討に係る ワーキンググループの運営について（案）

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会開催要綱」第5の規定に基づき、座長は、別紙の構成員をもって地方公共団体におけるゼロトラスト共通基盤の検討に係るワーキンググループを置くこととし、運営について以下のとおり決定する。

- 1 ワーキンググループには、主査代理を置くことができる。主査代理は、ワーキンググループ構成員のうちから主査が指名する。
- 2 ワーキンググループは、必要に応じてワーキンググループ構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 ワーキンググループの会合は原則として非公開とするが、会合で使用した資料及び議事概要は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、配付資料については、主査が必要と認める時は非公開とすることができる。
- 4 その他、ワーキンググループの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。
- 5 ワーキンググループの庶務は、総務省自治行政局住民制度課サイバーセキュリティ対策室において行うものとする。

地方公共団体におけるゼロトラスト共通基盤の検討に係る ワーキンググループ構成員名簿（案）

■ 構成員

阿部	修二	岐阜県未来創成局副局長
上原	哲太郎	立命館大学情報理工学部教授
柿崎	淑郎	東海大学情報通信学部教授
後藤	厚宏	情報セキュリティ大学院大学教授
高橋	邦夫	合同会社KUコンサルティング 代表社員
中村	眞	奈良市総合政策部CIO
能沢	英志	神奈川県町村情報システム共同事業組合 主幹

■ オブザーバー

内閣官房国家サイバー統括室
デジタル庁
総務省サイバーセキュリティ統括官室
地方公共団体情報システム機構
全国知事会
全国市長会
全国市町村会

※敬称略、五十音順